

# 吉川市地域防災計画の改定概要

## 1 改定の目的

災害対策基本法第42条に基づき、地域防災計画を定めており、今回は、関係法令の改正や埼玉県地域防災計画の改定を踏まえて、地域防災計画を改定するものです。

## 2 主な改定内容

### (1) 災害対策基本法改正を踏まえた主な修正

#### ①避難情報の改正

避難勧告と避難指示を一本化するとともに、避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）等を反映します。

#### ②指定避難所を指定一般避難所と指定福祉避難所に区分（震災-予防-P22～P26）

ア 指定避難所を指定一般避難所と指定福祉避難所に区分します。

イ 現在、「福祉避難所」として位置付けている避難所は、「災害対策基本法施行令第20条の6」に規定される指定福祉避難所の指定基準に適合しないことから「要配慮者スペースがある指定一般避難所」として位置付けて運用します。

### (2) 埼玉県地域防災計画改定を踏まえた主な修正

①避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、県の改定に合わせて地域防災計画に盛り込みます。（震災-応急-P51～P53）

②気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、県と同様、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画を盛り込みます。（震災-南海トラフ-P1～P3）

### (3) 水害時の非常体制時における本部体制の名称を統一（風水害-応急-P3～P21）

これまで、水害時の非常体制を第1配備（水害対策本部）と第2配備（災害対策本部）に区分していましたが、両本部とも構成員及び組織体系に変更がないことから、混乱を招かないよう名称を災害対策本部に統一します。また、配備体制については、災害等の状況等に応じて、これまでどおり「第1配備」と「第2配備」に区分して運用します。

### (4) その他主な修正事項等

- ・ 指定緊急避難場所、指定一般避難所の収容人数の見直し（震災-予防-P24、風水害-予防-P12）
- ・ 被災者生活再建支援制度の拡充（罹災証明書の書式の統一化等）への対応
- ・ 関係法令等（災害救助法等）の改正に伴う文言等の修正
- ・ 数値（人口、住宅数等）等の時点修正など